

論文要旨

学位論文題目 同性婚をめぐる法的議論における婚姻概念の変容——アメリカとカナダの事例を中心に
氏名 佐藤美和

本論文は、序章・問題の所在と、第1章・先行研究の検討と研究目的、分析視角、第2章・アメリカにおける同性婚をめぐる司法判断と立法府の対応、第3章・カナダにおける同性婚をめぐる司法判断と立法府の対応、第4章・婚姻する権利の平等——象徴としての婚姻をめぐる、終章・結論と今後の課題からなる。

同性カップルは、共同生活の実態がある場合でも、異性カップルが婚姻によって保障される権利を得ることができずにさまざまな不利益を被ってきた。このような状況に対して、同性カップルの法的な権利保障をめぐるのは、1980年代後半から現在に至るまで、欧米を中心に、準婚的な制度あるいは同性婚の法制化が進展している。このような広範囲かつ急速な流れは、同性愛者がその社会的認知と法的権利を拡大し続けているかのような印象を与えていることは間違いのないだろう。しかしその一方で、同性婚の承認とその拡大の過程にともなって反対派によるバックラッシュが起こり、一部法的成果を挙げていることにも注目する必要がある。本論文ではこのような問題を、同性カップルの法的権利の獲得の進展は、同時に、同性カップルの婚姻からの排除を明確化する過程でもあったといえるのではないだろうかかと考える。そこで、パートナーシップ制度の導入が拡大する一方で、そこから同性婚へ移行すること、あるいは同性婚を導入することが、なぜとりわけ大きな抵抗を生起させ困難になるのか、そこでは何が問題になっているのかを考える必要がある。その際、本論文ではパートナーシップ制度と同性婚をめぐる議論において、なぜ「婚姻」という制度の名称の違いが大きな問題になっているのかということに着目する。その上で、パートナーシップ制度によって同等の権利が保障されていたとしても、なぜ同性婚について議論することが必要だといえるのかを明らかにすることを目的とする。

第1章では、同性婚をめぐる理論的検討に関する先行研究を整理し、婚姻における平等を正当化する議論と、二つの反対論（「異性婚維持型反対論」、「脱婚姻型反対論」）、そして賛成論でも反対論でもない第三の見方として、同性婚の導入のみならず、同性婚立法をめぐる議論そのものにも意義を見出す立場があることを示した。

また本研究の分析視角として、ジェンダー法学にクィア法理論の視点を導入して、同性婚をめぐる法的議論を分析することが有用であることを示した。そのような視点から、本論文では近代法批判としてのジェンダー法学の視座を引き継ぎながら、セクシュアリティの視点を導入した。本論文ではこの枠組みに基づき、同性婚をめぐる法的議論における言説を分析対象に置くことによって、性的指向における二元論の境界線がどのように認識され、争われたのかを考察した。

第1章で示した分析枠組みにしたがって、第2章と第3章ではそれぞれアメリカとカナダを事例とし

て取り上げ、同性婚をめぐる司法判断と立法府の対応において婚姻の権利をめぐる展開された議論を分析した。

第2章では、アメリカにおいて同性婚の議論がはじまる背景と、1970年代からはじまる司法における同性婚をめぐる議論、そしてそれを受けてのシビル・ユニオンおよび同性婚の法制化、さらにそれに対するバックラッシュである、婚姻防衛法および州憲法改正や立法による同性婚の阻止の動向について考察した。加えて、2013年に出された連邦最高裁判所による二つの判決を検討することで、現在アメリカにおける同性婚をめぐる議論が、連邦レベルの判断が回避され、州ごとに異なった段階にあることを明らかにした。

第3章では、カナダの同性婚をめぐる議論の法的・政治的な背景として、多文化主義政策と1982年の憲章制定がどのように同性愛者の権利運動と関連し影響してきたかを明らかにした上で、司法と立法における議論が2005年の市民婚姻法制定へと結実する過程を跡づけた。

第4章では、アメリカとカナダにおける同性婚をめぐる法的議論の事例を、婚姻の伝統的定義から検討する「定義的アプローチ」、婚姻の機能に着目して検討する「機能的アプローチ」、そして権利の平等について象徴的秩序に配慮した議論をする「象徴的アプローチ」という視点から検討した。機能的アプローチによって承認された「婚姻にともなう権利」から「婚姻する権利」へと進展するためにどのような議論がなされたのかということ、象徴的アプローチという視点を新たに提示して検討し、同性婚をめぐる法的議論は、貶められてきた同性愛者の生に対する尊厳の回復のストーリーという、より広い文脈の中に位置づけられることを明らかにした。

これに対して批判的検討をしている脱婚姻型反対論について考察し、それが一定の妥当性を持つことを示した。しかし、同性婚をめぐる法的議論を平等言説から検討することによって、脱婚姻型反対論は、形式的平等を批判対象としていることを明らかにした。このような同性婚に対する賛成論と反対論の二元論を脱するために、新たな見方として、クィア法理論のヘテロノーマティヴィティという概念を導入した。第2章と第3章で取り上げた同性婚をめぐる法的議論において、「婚姻」という象徴的概念をめぐるどのような動きを見ることができるのか、婚姻における「異性愛の規範化／脱規範化」という視点から分析した。そしてその議論において根本的に争われているのは、法的権利の問題にとどまらない象徴の問題であり、婚姻／パートナーシップ制度＝異性愛／同性愛という象徴的ヒエラルキーが揺らいでいく過程が見られることを明らかにした。

こうして、象徴的アプローチによる婚姻する権利の平等の獲得が、「婚姻」の組み替えをめぐる争いとその達成だったことを明らかにした。このことは、これまでの慣行や制度を再構成するという、多数派も含んだ変化を意味するものであり、形式的平等にとどまらない、変革的平等だといえるのではないかと示した。